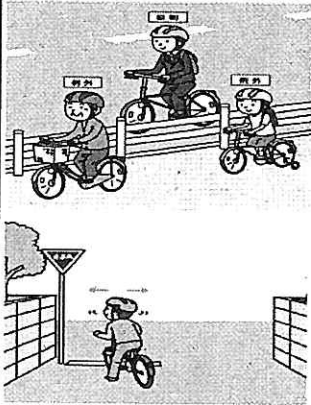


令和7年5月

自転車マナーアップ強化月間

○ 期間

令和7年5月1日(木)から5月31日(土)まで



○ 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
車両と歩道の区別がある道路では、車道の左側を通行するのが原則。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
信号機のある交差点では、安全を確認して通行しましょう。
- ③ 夜間はライトを点灯
安全性を高めるため、腕や足、カバン等にも反射材用品等を着用しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止
自転車は車の仲間です。絶対にやめてください。
- ⑤ ヘルメットを着用
事故による被害軽減のためにも、ヘルメットを着用しましょう。

○ 点検の合言葉

ぶたはしゃべる
ブレーキ・タイヤ・ハンドル
車体(反射板・ライト・サドル等)・ベル

新たな交通ルール

令和6年11月から、ながらスマホ・酒気帯び運転の禁止、自転車の傘さし運転の禁止が新たに施行され、罰則が整備されました。
自転車を運転する際は、ルールを守りましょう。

県警公式

SNS

にて
情報発信中!!



Instagram



hp_maplekun

X



@HP_maplekun

Facebook



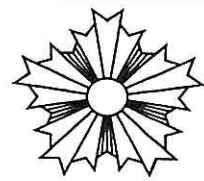
@HP_maplekun

YouTube



公式チャンネル

▲二次元コードをスマートフォン等で読み取ってください



杜氏の町

～ 編集発行～

東広島警察署

082-422-0110

安芸津交番

K O B A N



安芸津交番管内
事件・事故発生状況
(令和7年3月末
現在暫定値)

事件

- ・乗物盗 0件
- ・その他 0件
- 交通事故
- ・物損 37件
- ・人傷 1件

